

東海・東南海・南海地震津波研究会 NPO法人化方針（案）

平成17年10月13日



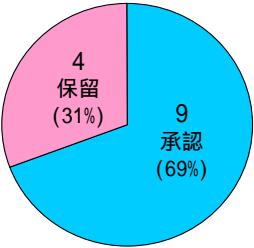
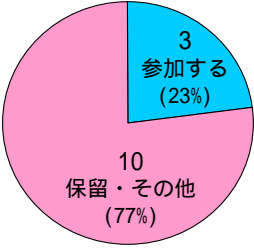
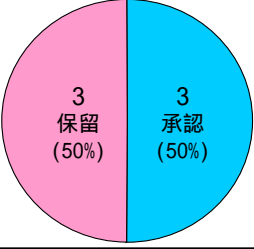
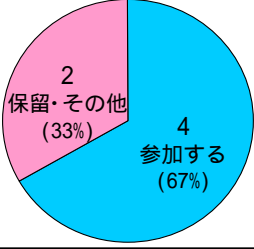
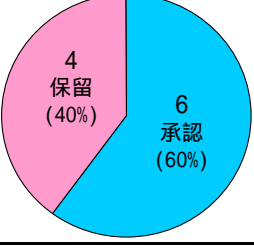
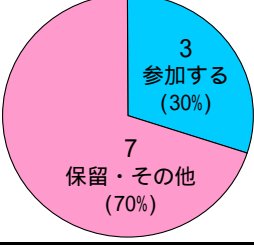
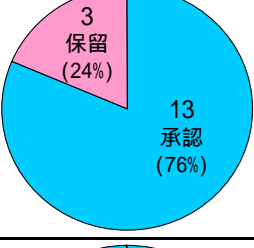
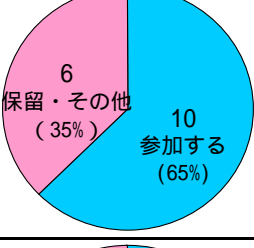
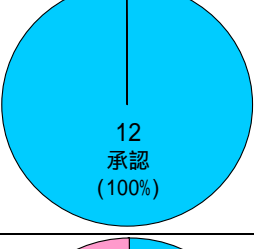
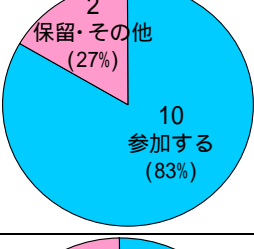
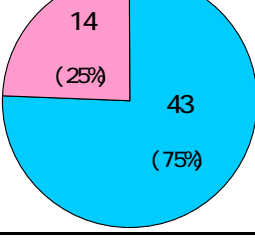
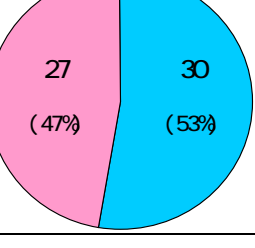
目 次

1. アンケート結果	1
1.1 会員意見の集約結果	1
1.1.1 NPO 法人化の承認及び参加の可否の集計結果について	1
1.1.2 意見，質問の集約結果	2
1.2 NPO 法人化及び参加に対する個別意見	3
国及び地方自治体	3
ライフライン公益企業	3
メーカー，建設会社（個人会員含む）	3
建設コンサルタント等（個人会員含む）	5
学識経験者，個人（全て個人会員）	5
1.3 活動のあり方についての個別意見	6
2. 意見，質問に対する整理	7
2.1 法人化のメリット・デメリット	7
2.1.1 一般論	7
2.1.2 津波研究会の NPO 法人化に伴うメリット・デメリット	10
2.2 NPO 法人の活動内容	12
2.3 会員のあり方について	12
2.4 活動への参加のあり方について	13
2.5 国及び地方公共団体から業務を委託した場合の問題点について	13
2.6 会費について	13
3. NPO 法人化方針（案）	14
3.1 会員のあり方	14
3.2 組織形態と現研究会との関係	14
3.3 NPO が実施する事業と研究会が行う事業	15
3.4 定款の改訂	16
< 参考資料 > 行政書士の意見（議事録）	17

1. アンケート結果

1.1 会員意見の集計結果

1.1.1 NPO法人化の承認および参加の可否の集計結果について

	NPO法人化について	NPO法人への参加
国及び地方自治体	 <p>4 保留 (31%) 9 承認 (69%)</p>	 <p>3 参加する (23%) 10 保留・その他 (77%)</p>
ライフライン公益企業	 <p>3 保留 (50%) 3 承認 (50%)</p>	 <p>2 保留・その他 (33%) 4 参加する (67%)</p>
メーカー, 建設会社 (個人会員含む)	 <p>4 保留 (40%) 6 承認 (60%)</p>	 <p>3 参加する (30%) 7 保留・その他 (70%)</p>
建設コンサルタント等 (個人会員含む)	 <p>3 保留 (24%) 13 承認 (76%)</p>	 <p>6 保留・その他 (35%) 10 参加する (65%)</p>
学識経験者, 個人 (全て個人会員)	 <p>12 承認 (100%)</p>	 <p>2 保留・その他 (27%) 10 参加する (83%)</p>
計	 <p>14 保留 (25%) 43 承認 (75%)</p>	 <p>27 保留・その他 (47%) 30 参加する (53%)</p>

<集計結果の特徴>

NPO法人化については75%が承認。しかし、法人への参加は53%と減少。

NPO法人化について全体的に承認の傾向ではあるが、法人への参加についてみると、国および地方自治体、メーカー、建設会社で参加率が低くなる。一方、学識経験者、個人の法人化承認およびこれへの参加の意思は強い。

ただし、NPO法人化に対する承認の如何はともかく(一般論として「それは結構なことではないですか」という総論賛成の意味があるという点において)、特に参加の態度については、団体として参加を表明しているのか、個人としての参加を表明しているのか、アンケートで明確に問わなかったため、集計結果には問題が残る。(自由記述の意見、質問等に表れている)

1.1.2 意見、質問の集約結果

アンケートでは、NPO法人化についての自由意見を求めたが、その中で代表的な意見、質問を列挙する。()内は、意見数。

法人化のメリット・デメリットを整理すべき(10)

NPOの活動内容を明確にすべき(8)

行政がNPO法人に参加することについて。

国や自治体がそもそもNPO法人に参加できるのかという疑問であり、参画は困難である。また、行政がNPO法人に参加している例はない。正会員ではなく、賛助会員としての参加なら可能か? 参与という位置づけで参加という意見。

今の「東海・東南海・南海地震津波研究会」という任意団体のままでよい。

NPO法人が国および地方公共団体から業務を受託した場合の問題点について

研究会の目的が地震津波に関する情報交換だったのに対し、NPO法人ではさらに研究・事業活動の実施と、その目的が異なってくることから、当面は入会せず、しばらく検討したい。

民間サイドの「受け皿」という考えではNPO化したほうが良いに決まっているが、行政サイドから見ると、「マッチポンプ」という考えが頭をよぎることでフェードアウトしてしまうことにならないか。

NPO法人に参加した場合、その成果を会社業務に反映させる可能性があるという前提があるとすれば、NPOに迷惑がかかる可能性がある。

NPOが国や地方公共団体等からの業務を受注することを視野に入れているとのことであるが、その際、会員各社が不利益をこうむることのないよう配慮されたい。

業務委託の受注と再委託のルール作りが必要。

参加の形態(団体, 個人)如何

個人の就業時間中の活動(公務員, 民間企業)のあり方

1.2 NPO 法人化及び参加に対する個別意見

国及び地方自治体

津波研究会の設置目的等は, NPO法で規定する特定非営利活動に合致するものであり, NPO活動の活性化を推進している本府としては, 研究会のNPO法人化を拒むものではない。しかしながら, NPO活動は, ボランティア活動をはじめとした民間の自主的な活動であることから, 府として主体的に参画することが困難となる場合が予想される。行政の場合, 団体としてNPO法人化に参加した例がないことから, 他府県の状況も参考にしながら慎重に検討すべきと考えている。このため, NPO法人化の是非については, 現段階では, どちらともいえない。

既設のNPO法人「大規模災害対策研究機構」の定款を改正し, この法人名を使って法人化をすることを検討されているのであるが, できれば「東海・東南海地震津波研究会」の名称を残すことができる方法を検討してもらいたい。

この研究会の目的が東南海・南海地震津波に関する情報交換だったのに対し, NPO法人では, さらに幅広く大規模災害時の危機管理や安全な地域社会のための研究・事業活動の実施というように, その目的が異なってくることから, このNPO法人の活動内容や, ほかのNPO法等への参加状況を考慮しながら当面は入会せず, しばらく検討したい。参与という位置付けで(入会金及び会費の支出が困難)。

地整内での整理が必要。

メリット, デメリットが分からない。

県という組織として参加可能か検討したい。

ライフライン公益企業

NPO化を承認しない考えはないが, 任意団体のままでもよいのではないかと考える。

NPO化した場合, 年会費が増大するのか? また, 具体的に何が大きく変わるのか? (どんなメリットがあるのか?)

会員としてのメリットが不明確。

メーカー, 建設会社(個人会員含む)

民間サイドの「受け皿」という考えではNPO化したほうが良いに決まっているが, 行政サイドから見ると, 「マッチポンプ」という考えが頭をよぎることは否めない。研究会参

加当初の重要なファクターは「官民を問わないさまざまなメンバーが参集している研究会」であったので、行政サイドがフェードアウトしてしまうならば、「角を矯めて牛を殺す」ということになり好ましくないことと考える。

企業の社員としてNPO法人に参加した場合、その成果を会社業務に反映させる可能性があるという前提があるとすれば、NPOに迷惑がかかる可能性があるため、就業時間内に社員として参加することは控えるべきであると考えます。また、個人で参加する場合、就業規則の兼業禁止の規程に抵触する恐れがあるため、事前に会社に届け出たうえでその了承をとる必要があります。但し、社員として勤務に差し支えない範囲であれば、自己啓発の延長にある行為として、会社は認めてもよいのではないかと考える。

以上から、できれば現状のままのほうがありがたいと、もしNPOに移行した場合は、社内で検討のうえ、加入の可否を回答させていただく。

とにかく、基本的に賛成であるが、最終決定のためには行政サイドの考えを待ちたい。

NPO法人化でよいと思うが、その場合のメリット・デメリットが分からない。事務局の勉強結果を待って判断したい。

NPO法人化によって、参加者の研究活動とどのように変化するか？（会費、部会の活動内容、活動費など）

現分科会の活動計画は、裾野を広げすぎている。もう少し焦点を絞って本当にできる範囲でテーマを先鋭化させる必要がある。当社は現在、分科会に不参加状態になっているが、テーマが明確になれば人選もしやすくなると考えている。

活動内容が委託業務と本来の研究活動の2本となるが、委託業務として、どのようなものを想定しているか？研究活動と運営方法は変えるのか？

NPO法人は、「特定の個人または法人その他の団体の利益を目的として事業を行わない（法3条）」との制約があるようです。東京都の生活文化局に聞いたところ、「NPO法人は、広く市民の利益になる活動を行うことを前提に認可される組織なので、その活動が特定の企業の利益につながるのはいやらしい」との答えであった。

NPO法人化すれば、社会的に信用が増えて位置づけが明確になるだろうか？財団法人とか社団法人なら別だと思うが、これは認可を受けるのに時間がかかりすぎるだろう。

NPO法人化によって事務局の負担増が考えられる。

従来の会員で、「参加しない」と表明された会社を教えてほしい。

建設コンサルタント等（個人会員含む）

業務委託の受注と再委託のルール作りが必要．

営利法人と競合するような活動（受託調査事業）の実施の有無．

NPO法人として、国や地方公共団体等からの業務を受注することを視野に入れているとのことであるが、その際、会員各社が不利益をこうむることのないよう配慮されたい．
NPO化した場合の運営計画（具体的な活動メニューと活動体制）等の概要を示してほしい．

従来の研究会からNPO法人化した場合、活動範囲がどのように広がる可能性があるか見えないため、現段階で回答は困難であるが、地元市町村が津波ハザードマップを作成するのを技術的に援助することなどの活動は可能と考える．

今、なぜNPO化をする必要があるのか、NPO化することによりどんなメリット、デメリットがあるかを示してほしい．

研究会の規約改正やNPOの規約・定款などについても、現状と対比した説明がほしい．
場合によっては、NPO化推進のためのワーキングを設けて、上記の事項について十分な議論をする必要がある．

これまでは法人会員として参画していたが、法人化後も個人でなく、法人として参加可能か？

参加については、NPO法人化した場合の団体の性格（目的・事業内容）と会費の額による．

学識経験者、個人（全て個人会員）

基本的には法人格を持つことによって活動の幅が広がるように思うが、「責務」の点がわからない．どのような責務が「発生」してくるのか教えてほしい．

河田会長の提案趣旨に賛同する．

組織として今後さらに活動を充実させるためには法人化は重大な課題．社会的な認知度も深まると確信する．

津波のみならず、洪水被害や地震被害についても活動を拡大してほしい．地域コミュニティに対する積極的な取り組みを期待する．

現在の津波研究会は、目的や活動がきわめて明確な団体であるため、NPO法人化にどれだけのメリットがあるのかよくわからない．事務局に余分な作業と仕事が増えるだけのことだけでは？と心配する．

1.3 活動のあり方についての個別意見

より広範な学・官・民の連携による研究，情報交換・共有化が進むことを期待する．

現在の停滞した活動状況から，より活性化された活動になればと考えます．

広範囲な活動を期待する．

共同研究，防災啓発活動，オープンフォーラムの開催などを期待する．

委託事業（受注・発注）

従来の研究会からNPO法人化した場合，活動範囲がどのように広がる可能性があるか見えないため，現段階で回答は困難であるが，地元市町村が津波ハザードマップを作成するのを技術的に援助することなどの活動は可能と考える．

津波を中心とした災害関連活動を通して，広く社会に貢献できるような団体となっていけるよう希望する．

全国各地の防災（地震関連）に対する活動支援．問題的として検討するNPOとして期待する．

2. 意見，質問に対する整理

2.1 法人化のメリット・デメリット

2.1.1. 一般論

<メリット>

(1) 社会的信用の増加

個人で行動する場合と，NPO 法人として行動する場合とでは，通常は法人として行動したほうが責任者（代表者）の所在がはっきりするため，社会的に信用が増加する．

(2) 団体名による契約や登記が可能

任意団体の場合，団体名では契約も登記もできない．法人では，事務所の借用，銀行口座の設置，電話の契約，不動産の所有などが可能となる．

また，万が一団体内で何らかの問題が発生し，損害賠償や債務不履行（未払い等）などの様々な問題が発生したときには，責任はすべて名義を貸した個人の責任となってしまう，これでは名義を貸した人（代表者など）はリスクが大きすぎ，活動を拡大していくことが出来なくなる．

しかし，法人格を取得すると，法人として行った活動によって発生した損害は，原則法人が賠償することになり，個人の責任が非常に軽くなる．

(3) 組織を永続的に維持できる

任意団体では代表者が管理している財産は，法律上代表者個人のものになってしまうため，代表者本人の死亡によりその財産は全て民法の規定に沿った処理が行われる．したがって，その任意団体の財産は全て代表者の親族が相続し，本来の持ち主である任意団体に帰属しないため，その任意団体は自然と消滅する危険性が高くなる．

しかし，NPO 法人であれば代表者は理事長でも，すべての財産は法人に属するため，万一代表者である理事が死亡しても他の理事を代表に選任すれば問題はない．

(4) 経費の認められる範囲が広い

個人の支出と NPO 法人としての支出が明確に区分されるため，任意団体（個人事業）では認められない経費が認められることになる．

(5) 職員採用に有利

職員の採用を考えた場合、任意団体（個人事業主）より法人のほうが有利となる。従業員にとっても、法人に勤務するほうが、個人事業所に勤務する場合よりも、勤労意欲が高まり、雇用の安定につながる。よって任意団体より優秀な人材を集めることができる。

(6) 責任の所在が任意団体と比べ明白である

イベントなどで事故などが起きると、任意団体の場合、誰が責任を取るのか？ ということが問題になるが、NPO 法人ならば法人が責任を取ることで（法人が責任を取ることは出来ないで、実際は役員が責任を取る）、任意団体のように代表者一人が責任をすべてかぶるといふこともなくなる。

(7) 官公署から事業委託・補助金が受けやすい

通常は行政からの事業の委託や補助金は、責任の所在を明確にするために、対象者を法人に限定している。NPO 法人という法人格ができたことにより、例外的に任意団体に対し事業を委託・助成してきた行政も、今後は対象を法人に限定するなど、門戸を狭めたり閉ざしはじめてきている。

(8) 金融機関からの融資も可能

NPO 法人制度の認知により、NPO 法人向けの金融機関融資も行われはじめている。融資により、個人では不可能な資金量を調達できるようになる。もちろん金融機関を納得させるだけの事業計画は必要である。

(9) 会社法人とは比べ物にならないほどの節税が可能

任意団体（個人事業）の場合、累進課税なので所得（売り上げから原価や経費を引いた額）の額が高くなればなるほど税率もアップするしくみになっている。これに住民税と事業税を合わせると、最高で所得の67%が税金となる。

一方、法人の場合、法人税は年間800万円以下の部分について22%、それ以上の部分について30%と簡素化されている。また、これに法人住民税と法人事業税を合わせても税金は最高で所得の約55%程度ですむ。

さらに、NPO 法人の場合、収益事業をしない団体にいたっては、税金の減免申請を毎年行えば全く税金がかからないため、通常会社法人と比べても比較にならないほどの節税対策が可能となる。

(10) 多額の資金を集めることができる

法人の設立趣旨及び活動内容、事業計画をしっかりと作成し、会員を集めることにより、個人会費の収入をはかるとともに、さらに企業や団体に賛助会員として団体会費を集めることで、多額の資金を集めることができる。

(11) 会社法人より広報にお金がかからない

新聞、テレビ等のマスコミにNPO法人が取り上げられることが増えており、企業であれば広告代を取られそうな内容のものでもNPO法人ということで無料で記事として取り上げられることが多い。公民館や市民ホールも企業よりNPO法人のほうが値段が安く借りれたりする。

<デメリット>

(1) 活動内容に制約がある

NPO法人化により、総会又は理事会での合意が必要になり、任意団体の時のように、思いついたらすぐに行動するといった、機敏な活動は一切できなくなる。また、事業内容は定款の制約を受け、事業内容を変更しようとするとき定款の変更が必要になる。定款変更のためには、社員総会を開いて決議をし、さらに所轄庁認証を得る必要がある。

(2) 設立に時間がかかりすぎる

設立申請書類作成 約2週間

申請書類を受け取ってもらうための役所との折衝 約10日

役所での審査期間 約3ヵ月半

登記申請に必要な期間 約10日

の 合計 4ヵ月半の時間がかかる。

(3) 厳正な事務処理が必要

経理は、正規の簿記の原則に基づいて処理を行う必要がある。よって、ある程度の知識を持った経理担当者が必要になるか、税理士等に経理を代行してもらう必要がある。

また、事業所開設に伴い、法人としての種類の届出、手続きも必要。

このほか、毎年、事業報告書や収支計算書などの資料の備え付けと、その資料の情報公開が義務づけられ、今までは表に出さなかった書類も事業年度末の決算が終わると毎年、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録、役員名簿、社員名簿（正会員名簿）をNPO法人を管轄している都道府県庁（又は内閣府）に提出しなければならず、これらは「公衆への閲覧書類」として使用される。

(4) 税務申告義務がある

法人化することによって納税主体として税務署に認知されるため、当然のことながら、法人として税務申告義務が生ずることになる。ただし、収益事業をしない団体は法人税の対象ではないため、税務申告はもちろん、税務署への届出も必要はない。しかし、税務署が税法上の収益事業と判断した非営利事業は、法人税の対象となる。

(5) 財産の名義変更に関する諸問題

今まで任意団体が所有してきた様々な財産についても、名義を変更しなければならない。

2.1.2 津波研究会のNPO法人化に伴うメリット・デメリット

<メリット>

- 権利（法律行為）の主体となることができる。
- 各種契約を法人名義で行うことができる（物品購入，銀行口座）。
- 社会的信用が期待できる。
- 各種助成金・補助金を受けやすくなる。

具体的には，

- シンポジウム・防災訓練等の他団体の活動に協賛・参加するとき，正規の団体として参加しやすくなる。
- 助成金・補助金を団体名で受けることができる。
- 調査・研究・技術開発業務，行政主導の委員会事務局業務などの受託（但し，定款に記載されていない本来事業から外れた「その他の事業」（法第5条）の受託 定款の改定が必要）。
- 実績を積み，行政機関から認められる団体になれば，公共機関の各種委員会等に団体として参加することができる。

その他，

- 現状での活動のマンネリ化の打破

<デメリット>

- 年1回の管轄機関への報告も含め，義務・事務処理事項が増える。
事業報告，収支計算書，貸借対照表，財産目録，役員名簿，社員名簿（正会員名簿）
- 税務申告義務がある。
- 会員登録に制約がつく（道義的に，正会員は個人登録が良さそう）。

行政機関は助成金・補助金等による NPO 法人への発注者の立場になる場合があり、正会員として法人登録するのは道義的に問題がある。

公益法人に利益を追求する民間企業が正会員として登録するのは問題がある。また、民間企業は NPO 法人からの受託者の立場になる場合があり、正会員として法人登録するのは道義的に問題がある。

個人会員の活動には、公務員の職務専念義務および民間企業の社員の兼業禁止規則から来る制約が生じる。

- 受託業務の再委託に対するルール付けの必要性（法第 3 条違反では？）とそこから来る会員間での不信感の発生の恐れ。
- これまでの「官民を問わずメンバーが参集できる研究会」の解体

総合的には、今後の当研究会の活動方針に従って決めることが望ましい。

- 津波防災に関する団体内での情報交換・研究
 - シンポジウム等の他団体の活動への協賛・参加等
 - 助成金・補助金による活動等
 - その他、収益事業
- } 任意団体で十分
} 法人化が有利

2.2 NPO法人の活動内容

活動内容について、現NPO（特定非営利法人大規模災害対策研究機構）と研究会を対比すると下記のとおりで、研究会活動の内容は、現NPOにほぼ含まれている。

現NPO（定款第5条）	研究会（会則第3条）
<p>（事業の種類） 第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の災害関連事業を行う。 調査・研究事業 情報収集・発信事業 関連学会との交流事業 国際交流事業 専門家の養成事業 セミナー及びイベント事業 出版事業 その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p>（活動内容） 第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の内容の活動を行う。 (1)概ね、2ヶ月に1回の定例研究会 (2)見学会の開催 (3)成果物のとりまとめ (4)その他研究会の目的を遂行するために必要な活動</p>

しかし、NPO化した場合、会員のあり方に自ずと制約が加わるため、これまでの研究会活動でみられた官・学・民の連携による活動を維持・発展させていく方策についての検討が求められる。

2.3 会員のあり方について

会員の資格については、法律上は特段の制限規定をおいていない。法人格の有無や種別、国籍を問わず、会員になることに支障はない。また、公務員が会員になることについても制限はない。

しかし、そもそもNPOは、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること（特定非営利活動促進法第1条）」を目的とするものであり、これに対して行政の方から「NPO活動の活性化を推進している立場から、研究会のNPO法人化を拒むものではない。しかしながら、NPO活動は、ボランティア活動をはじめとした民間の自主的な活動であることから、主体的に参画することが困難となる場合が予想される。」と意見しているように、国や地方公共団体そのものがNPOの活動に会員として主体的に参画することはなじまないものと考えられる。

また、NPO法人が官の業務を受託する場合、発注者と受注者が同じ組織の正会員であると、利益誘導との世論のきびしい目がむけられることとなり好ましくない。

したがって、正会員は、あくまで個人で構成し、国や地方自治体、民間企業などの団体は、ともにNPO活動の理解者という立場から、賛助会員にとどめるべきである。

2.4 活動への参加のあり方について

公務員については、それぞれ国家公務員法や地方公務員法によって「職務専念義務」があり（国家公務員法 101，地方公務員法 35），会員としての活動に一定の制限が生じる。したがって，NPO法人の会員として活動を行うのが完全に勤務時間外であれば問題はないが，公務の時間内に活動するとなれば，任命権者から事前に職務の専念義務免除の承認を受けることが必要である。

一方，民間の場合は，所属企業の裁量に一定程度委ねられるものの，就業規則の兼業禁止の規定等に照らして活動を行うことが求められる。

2.5 国および地方公共団体から業務を受託した場合の問題点について

NPO法人が官からの委託業務を受けると，再委託が生じ，これに伴う会員相互の争いにならないよう調整のルール作りが必要である。また，この行為そのものが法3条「特定非営利活動法人は，特定の個人その他の団体の利益を目的として，その事業を行ってはならない。」の趣旨に反することにならないか疑問が残る。

一方，発注者である国または地方自治体が会員であると，官民癒着というそしりをまぬかれないため，NPOからの脱退が生まれる恐れが生じる。このため，団体のNPOへの参加のあり方および受託業務の再委託について今後早急な調査検討を要する。

2.6 会費について

法人化が最終判断された時点で，事業計画に則り，その規模に応じた会員数と会費を設定する。

3. NPO 法人化方針（案）

3.1 会員のあり方

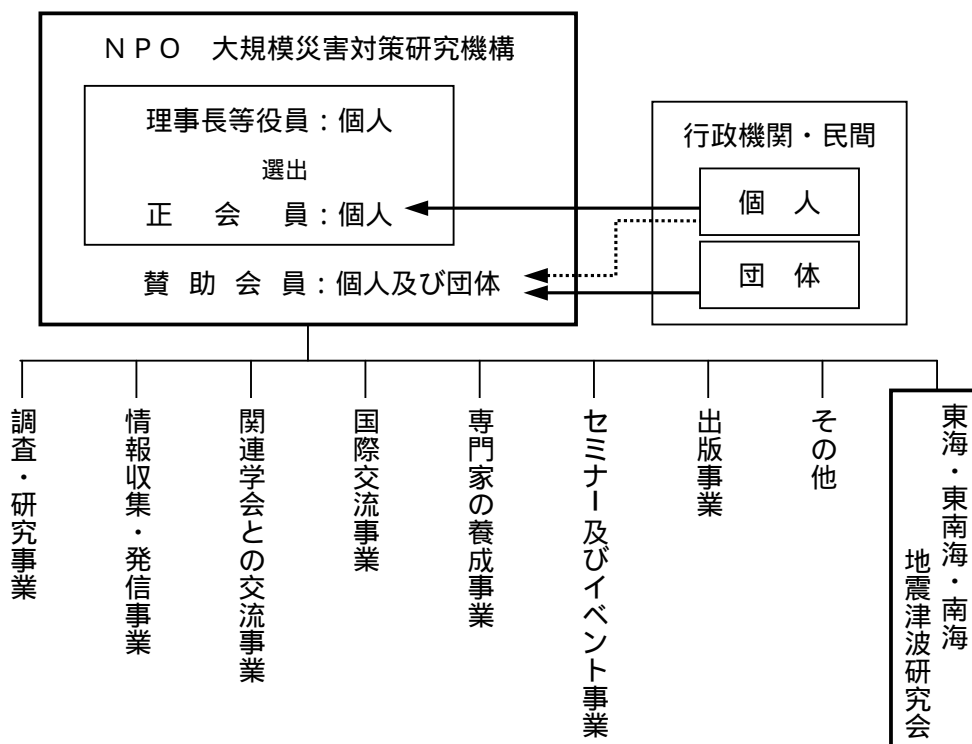
NPO法人における会員の定義は、以下の原則に従うこととする。

- 正会員は個人会員のみとし、個人会員登録に制約はつけない。
- 行政機関および民間企業など法人は、当NPOの事業を賛助する賛助会員とする。

会員の資格について法律上は特段の制限規定を置いていないものの、行政機関・民間企業など法人を正会員としないのは以下の理由による。

- 行政機関は、本来NPOのような市民が行う自由な社会貢献活動を支援する立場であること。また、国や地方公共団体は当NPO法人に対する委託業務を発注することがありうることなどから、これらが正会員になることはなじまないと考えられる。
- 国及び地方公共団体からNPO法人が受託する中に民間企業など法人が正会員として存在した場合、受託業務をめぐって法人内での利害関係が生じ、運営に支障をきたす恐れがある。

3.2 組織形態と現研究会との関係



- 組織のイメージは上図のとおり。
- 現研究会は発展的に解消し、NPO法人の活動の一つと位置づける。

3.3 NPOが実施する事業と研究会が行う事業

NPOと現研究会はそれぞれの性格にふさわしい事業を行うこととする。

研究会は、会員相互の研鑽や親睦を図るための分科会活動^{*})を中心として行う。一方、対外的な活動についてはNPOがこれを行う。

具体的には、定款第5条^{**})のうち 調査・研究事業は研究会が、以降はNPOがこれらを担当。

*) 分科会活動

第1分科会(予測部会)

- ・津波予測や被害想定に関する既往の調査・研究成果を整理・評価したうえで、予測精度の向上に向けて現状の課題を整理し、より適切な津波被害想定を行うための方針や体制作りの検討を行うとともに、津波災害の啓蒙活動のための資料作成を行う。

第2分科会(被害抑止部会)

- ・東海・東南海・南海地震津波では、地震および津波により住宅や土木構造物など多くの構造物が被害を受けるものと考えられる。これらの構造物の耐震、耐水対策について検討し、被害を最小に抑止することを目標とする。

第3分科会(被害軽減部会)

- ・避難地・避難路の確保や、情報伝達体制の整備、救急救助体制の確立等のソフト対策を中心に、津波被害を如何に軽減するかを検討する。特に、情報伝達や事前の広報などの情報系、人間系に関わる部分を対象として、予報(情報伝達を含む)、防災教育・訓練、広報、の3点を検討対象とする。

第4分科会(広域連携部会)

- ・津波災害に対する被害を軽減するための対策として「津波対策に知恵を出し合おう！」をキャッチフレーズに、自治体・専門機関・民間企業・住民などが広域的に連携した防災訓練や身近で、かつ、実現可能なテーマについて、事例等を研究しながら論議を重ね、連携により得られるメリットや実現にあたっての問題点等を検討する。

**) 定款第5条

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の災害関連事業を行う。

- 調査・研究事業
- 情報収集・発信事業
- 関連学会との交流事業
- 国際交流事業
- 専門家の養成事業
- セミナー及びイベント事業
- 出版事業
- その他目的を達成するために必要な事業

3.4 定款の改訂

定款の改定については、現時点で必ず改訂しなければならない事項と改訂が望ましい事項があるが、それぞれの改訂部分を色分けして以下に示す。

(赤字：改訂必須事項，緑字：改訂が望ましい事項)

< 参考資料 >

行政書士の意見（議事録）

今回のNPO法人化にあたって、NPO法人化手続きの資格を有する行政書士2名および近畿地整企画部長に意見を聞いた。以下にその要約を示す。

「東海・東南海・南海地震津波研究会のNPO法人化にともなう相談」

- 1) 日 時 : 平成17年6月13日(月) 14:00~15:00
- 2) 場 所 : 行政書士法人 甲子園法務総合事務所
- 3) 出席者 : 事務所 藤井代表
 ニュージェック 稲津

4) 議事録

研究会役員のNPO法人へのよこすべりについて

可能である。

問題点

- ・ 国や地方公共団体からNPOに事業を委託するとき、役員や会員に当該公務員がいると、たとえばオンブズマンや市民から「あの人がいるから」といった疑惑の目で見られかねない。
- ・ 役所としてもつながりが強すぎるところに業務を発注するのは抵抗があるだろうから、理事など役員は抜けたほうがよい。

NPO法人が受託可能な業務

河田会長の知識、経験から、ここしかないと判断されるような業務を随意契約でNPOが受託することがふさわしい。

研究会からNPOへの移行

- ・ 臨時総会で理事(10名以内)、監事2名を選びなおし、登記する。
- ・ 目的、活動内容(定款第3条から5条)を変える場合は4~5ヶ月かかる。似ているなら変えないほうがよい。

その他

東海・東南海・南海地震津波研究会のNPO法人化については、研究会の会員の意見をよく聞くこと。

「東海・東南海・南海津波研究会のNPO法人化に関する相談」

- 1) 日 時：平成17年7月15日(金) 10:00～11:30
- 2) 場 所：村田行政書士事務所
〒540-0012 大阪市中央区谷町2-5-4 ラドルフビル11F(TEL 06-6946-1239)
- 3) 出席者：村田行政書士事務所 村田晃一
ニュージェック 稲津, 三島
- 4) 議 題：東海・東南海・南海津波研究会のNPO法人化に伴うメリット・デメリット
- 5) 議事録

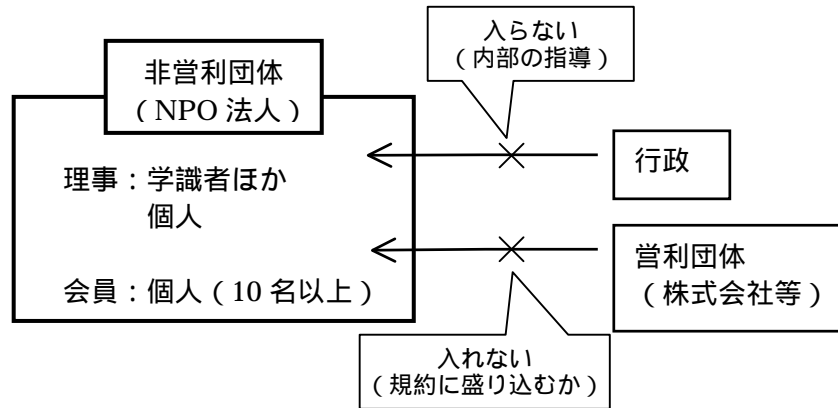
NPO法人の会員登録について

- ・ NPO法人の会員に関する法的な制約はないと思う。
調べていただくよう依頼
- ・ 正会員(個人, 法人), 賛助会員等の振り分けは各NPO法人が独自で定款により規定している。
- ・ 正会員に個人会員としての登録が多いのは, 次のような理由によると思われる。
行政機関は助成金・補助金等によるNPO法人への発注者の立場になる場合があり, 正会員として法人登録するのは道義的に問題がある(行政機関がNPO法人に法人登録した前例はないと思われる)。
公益法人に利益を追求する民間企業が正会員として登録するのは問題がある。また, 民間企業はNPO法人からの受託者の立場になる場合があり, 正会員として法人登録するのは道義的に問題がある(賛助会員として登録されている事例が多い)。
- ・ 道義的に問題が発生しそうな行政機関および民間企業の法人会員登録は, 賛助会員等の決定(運営)権を持たない会員として登録するほうが問題は少ない。

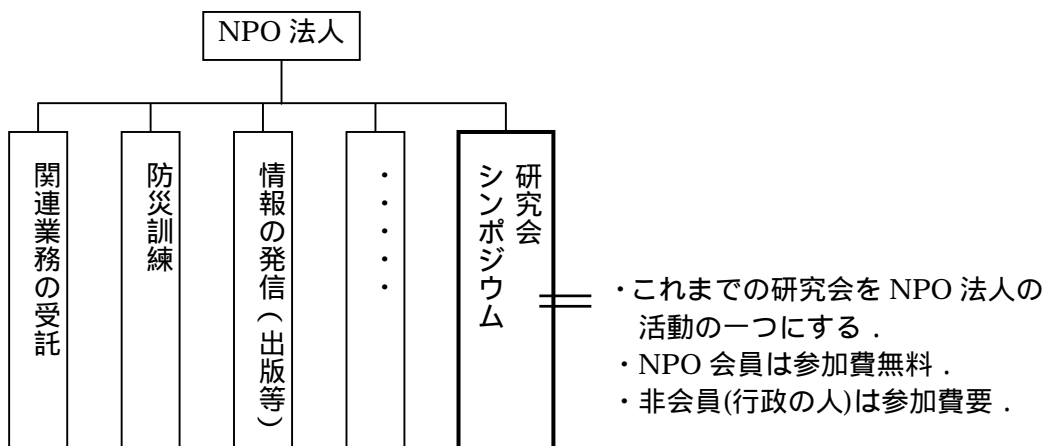
NPO法人化後の体制について

- ・ 正会員はすべて個人会員として登録するほうが問題は少ない。
- ・ 民間企業の法人登録は賛助会員等の決定(運営)権を持たない会員として登録するほうが問題は少ない。
- ・ 行政機関の法人登録は無いと思われる。
- ・ これまでの任意団体としての研究会はNPO法人の活動の一つとして位置付け, 行政機関等の代表者はその活動への参加者とする。
- ・ その場合の会費等に関しては検討が必要。

組織のイメージ(例)



事業のイメージ(例)



手続費用

- ・村田事務所に依頼する場合、司法書士が行う登記まで含めて 25 万円。
- ・今回のような規定でもそんなに変わらない。

「東海・東南海・南海津波研究会のNPO法人化に関する打合せ」

1. 日 時：平成17年9月16日（金）14:00～15:30
2. 場 所：村田行政書士事務所
〒540-0012 大阪市中央区谷町2-5-4 ラドルフビル11F(TEL 06-6946-1239)
3. 出席者：村田行政書士事務所 村田晃一
ニュージェック 稲津，三島
4. 議 題：東海・東南海・南海津波研究会のNPO法人化の方針案について
5. 資 料： 「東海・東南海・南海地震津波研究会」NPO法人化方針（案）
定款改訂案
NPO法人「大規模災害対策研究機構」定款
「東海・東南海・南海地震津波研究会」会則

6. 議事録

NPO法人化の今後の方針について

- 任意団体の方が活動しやすい内容もあるので、任意団体をそのまま残すのも一つの方針であるが、その場合、任意団体とNPO法人の両者それぞれに独立した事務局を設置する必要がある。
- 事務局を一元化するためには、現研究会活動をNPO法人の活動の一つに位置付けるのが良いが、非会員に対しては年会費としての会費の徴収ではできず、イベントごとに参加費として徴収するなどの工夫を要する。

定款について

- 現在、大阪府ではNPO法人の事業内容をあまり広げないようとの指導を行っている。現定款で支障がない限り事業内容を細分化するのは好ましくない。

以上